

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、
 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定
 を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え
 る。

改正後		改正前	
<p>附則</p> <p>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）</p> <p>第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附則</p> <p>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）</p> <p>第三十八条 「同上」</p>	
<p>読み替える命令の規定</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>貯金者（同項第一号）</p>	<p>読み替える命令の規定</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>貯金者（法</p>
	<p>読み替える字句</p> <p>預金者（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法第九十二條の五の二第</p>		<p>読み替える字句</p> <p>預金者（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法</p>

<p>ただし書</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八第一号から第四号まで</p>	<p>貯金者</p>	<p>二項第一号</p>
	<p>預金者</p>	
<p>〔略〕</p>		

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

「一〇四十四の三 略」

四十四の四 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（第十四条の十（第一項第二号を除く。）に限る。）

四十四の五

〔略〕

<p>ただし書</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八各号</p>	<p>貯金者</p>	<p>〔同上〕</p>
	<p>預金者</p>	
<p>〔同上〕</p>		

(他の命令の適用)

第四十一条 〔同上〕

「一〇四十四の三 同上」

「号を加える。」

四十四の四

〔同上〕

<p>2 〔四十五〜五十九 略〕</p>	<p>2 〔四十五〜五十九 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	